

令和元年度

動物実験に関する自己点検・評価報告書

東北大学

令和3年 3月

## I. 規程及び体制等の整備状況

## 1. 機関内規程

1) 評価結果
<input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 <input type="checkbox"/> 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料
国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程（平成 19 年 6 月 27 日規第 122 号制定）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
文科省の指針に沿って、機関内規程が適正に定められている。
4) 改善の方針
特になし

## 2. 動物実験委員会

1) 評価結果
<input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学法人東北大学環境・安全委員会規程（平成 16 年 4 月 1 日規第 7 号制定）</li> <li>・ 国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程（平成 19 年 6 月 27 日規第 122 号制定）</li> <li>・ 国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会内規（平成 17 年 11 月 16 日制定）</li> <li>・ 「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程」及び「国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会内規」に関する取扱いについて（通知）（平成 26 年 3 月 19 日環推第 37 号）</li> </ul>
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学法人東北大学環境・安全委員会における専門委員会として設置され、適正に運営された。</li> <li>・ なお、他研究機関と若干異なる点は「実験動物管理者」は各飼養保管施設に所属しているのではなく、各部局で動物実験の規模に応じて 1 名以上が管理者より任命され、管理者（部局の長）の業務を補佐し、部局全体の動物実験の適正化のために活動している。</li> </ul>
4) 改善の方針
特になし

## 3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。</li> <li><input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められていない。</li> </ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程 (平成 19 年 6 月 27 日規第 122 号制定)</li> <li>・ 国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会内規 (平成 17 年 11 月 16 日制定)</li> <li>・ 動物実験計画書</li> <li>・ 教育研修計画書</li> <li>・ 動物実験計画・教育研修計画変更申請書</li> <li>・ 動物実験計画承認通知書</li> <li>・ 教育研修計画承認通知書</li> <li>・ 動物実験終了・中止・年次報告書</li> <li>・ 動物実験・教育研修実施報告・自己点検票および実験結果報告 (年次・終了)</li> <li>・ 動物実験に関わる各種申請について</li> <li>・ 動物実験計画書作成の注意点</li> <li>・ WEB 申請解説書</li> <li>・ 「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程」及び「国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会内規」に関する取扱いについて (通知) (平成 26 年 3 月 19 日環推第 37 号)</li> <li>・ 国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程とその解説 (第 14 版)</li> </ul>
<p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が適正に定められている。</li> <li>・ 本学では、研究者等 (動物実験責任者や教育研修責任者) が動物実験計画書や教育研修計画書を総長に申請するにあたり、動物実験センターによる事前チェックを受け署名を取る必要がある。</li> <li>・ 本学では各種規程及び実験法ガイドを収載した「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程とその解説」を出版している。最新版は第 15 版 (令和 2 年 4 月 1 日) である。</li> </ul>
<p>4) 改善の方針</p> <p>特になし</p>

#### 4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 該当する動物実験の実施体制が定められている。</li> <li><input type="checkbox"/> 該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。</li> </ul>
--

<input type="checkbox"/> 該当する動物実験の実施体制が定められていない。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程（平成 19 年 6 月 27 日規第 122 号制定）</li> <li>・ 国立大学法人東北大学遺伝子組換え実験安全管理規程（昭和 56 年 6 月 9 日規第 38 号制定）</li> <li>・ 国立大学法人東北大学放射線障害予防規程（昭和 38 年 12 月 16 日規第 86 号制定）</li> <li>・ 国立大学法人東北大学放射性同位元素等の取扱い等に関する基準（昭和 38 年 12 月 16 日 制定）</li> <li>・ 国立大学法人東北大学エックス線装置の取扱い等に関する基準 (昭和 58 年 4 月 19 日規第 20 号制定)</li> <li>・ 国立大学法人東北大学研究用微生物安全管理規程（平成 25 年 3 月 26 日規第 40 号）</li> <li>・ 国立大学法人東北大学研究用微生物安全管理細則</li> <li>・ 国立大学法人東北大学における病原微生物の BSL 分類等</li> <li>・ 国立大学法人東北大学化学物質等管理規程（平成 21 年 10 月 2 日規第 90 号制定）</li> <li>・ 国立大学法人東北大学化学物質等管理細則</li> <li>・ 国立大学法人東北大学化学物質等管理業務マニュアル</li> <li>・ 国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程とその解説（第 14 版）</li> </ul>
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種の安全管理に関するルールが全学規程として適正に定められている。</li> <li>・ 各種安全管理に関する委員会および支援組織が、研究者等に対して適正な安全管理の指導助言を行っている。</li> <li>・ 遺伝子組換え動物については、平成 21 年度には遺伝子実験センター（後述）が設立され、同時に設立された動物実験センターと共同で研究者等に対して適正な管理の指導助言を行っている。</li> </ul>
4) 改善の方針 特になし

## 5. 実験動物の飼養保管の体制

（機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか？）

1) 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</li> </ul>
2) 自己点検の対象とした資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程（平成 19 年 6 月 27 日規第 122 号制定）</li> <li>・ 飼養保管施設設置・変更承認申請書</li> <li>・ 動物実験に関する実験室設置・変更承認申請書</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届出書</li> <li>・実験動物飼養保管施設承認通知書</li> <li>・動物実験に関する実験室承認通知書</li> <li>・飼養保管施設視察報告書</li> <li>・動物実験に関わる各種申請について</li> <li>・飼養保管施設申請書作成の注意点</li> <li>・動物実験に関する実験室申請書作成の注意点</li> <li>・飼養保管施設視察チェックリスト</li> </ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規程に基づき、飼養保管施設、実験室が設置されている。</li> <li>・飼養保管施設の設置審査に当たっては、申請前にはそれぞれの部局の実験動物管理者および動物実験センターの事前チェックを受け、さらに申請後は2-3名の動物実験専門委員会委員が訪問調査し、その意見に基づいて専門委員会で適否を判断した。</li> <li>・動物実験センターが、申請前の指導や承認後の定期的な訪問によるフォローアップを行い、常に適正に保つ体制を取っている。</li> <li>・実験室については動物実験センターが動物実験専門委員会委員の代理で訪問調査を行っており、委員長への報告を行っている。また、実験動物管理者の事前チェック及び動物実験センターのフォローアップ調査により、適正化を図っている。</li> </ul>
<p>4) 改善の方針</p> <p>特になし</p>

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北大学では、平成21年4月に動物実験センター及び遺伝子実験センターを設立した。これらは動物実験専門委員会と遺伝子組換え実験安全専門委員会を実務面で支援をする組織である。両センターともにそれぞれの専門家と専任職員を配置し、本学の学生・研究者が動物実験と遺伝子組換え実験の適正化、コンプライアンスを遵守・実践するために、指導、助言及び支援を行っている。</li> <li>・平成21年度より動物実験規程の英訳版を作成し、海外からの留学生に対応している。さらに「倫理基準による生命科学実験法による分類（苦痛度分類）」や「実験動物の安楽死処置法」についても英訳を行い「規程解説」に掲載しており、今後も英訳解説を増やしていく予定である。</li> </ul>
---

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

（動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか？）

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本指針に適合し、適正に機能している。</li> </ul>
--

<input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・令和元年度動物実験専門委員会議事録 ・令和元年度動物実験専門委員会開催一覧 ・動物実験専門委員会委員名簿、実験動物管理者名簿
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） ・動物実験専門委員会は8月を除き月1回開催しており、令和元年度は11回開催した。 ・動物実験計画書及び教育研修計画書の審査に当たっては、苦痛度分類を基準として、実験中におけるストレスが高いと思われる計画書は、委員会で計画書申請者と専門委員が対面方式でヒアリング審査を行い、計画書申請者との議論を通して適否の判断をした。それ以外の計画書はWEB上での持ち回り審査を行った。令和元年度は全審査603件中88件（約15%）のヒアリング審査を行った。 以上のことより動物実験規程に基づき適正な委員会活動を実施していると判断した。
4) 改善の方針 特になし

## 2. 動物実験の実施状況

（動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか？）

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・令和元年度動物実験計画関係書（動物実験計画書、動物実験計画・教育研修計画変更申請書、動物実験計画承認通知書） ・令和元年度教育研修計画関係書（教育研修計画書、動物実験計画・教育研修計画変更申請書、教育研修計画承認通知書） ・動物実験終了・中止・年次報告書 ・令和元年度動物実験・教育研修実施報告・自己点検票および実験結果報告書（年次・終了） ・令和元年度動物実験計画の審査結果一覧 ・令和元年度動物実験及び教育研修において使用した動物実績一覧 ・令和元年度自己点検・評価報告書関係書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） ・動物実験実施者による実験実施に当たっては、動物実験専門委員会が動物実験と教育研修の計画書のヒアリングを含む審査を行い、事前にかなり丁寧な指導助言を行った。 ・中型の実験動物を用いた実験には、実験動物管理者及び実験動物技術者、飼養者が動物の馴化や術

<p>前、術中および術後管理等の直接支援や指導助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物実験センターと医学系研究科附属動物実験施設の共催で動物実験の初心者に対するマウス・ラット取扱い技術者講習会を行った。令和元年度は8回開催し88名の受講があった。</li> <li>・令和元年度 動物実験終了・中止・年次報告書、令和元年度動物実験・教育研修実施報告・自己点検票および実験結果報告書（年次・終了）は96%の提出を受けており、その内容について動物実験センターが精査し、動物実験専門委員会が審査・承認した。報告書提出時期と申請システムの入れ替え、また、やむをえない理由での未提出が重なり4%が未提出となった。</li> <li>・動物使用数の当初の計画からの大幅な変更には、動物実験センターが研究者にその理由を求め、適正化に努めている。</li> </ul>
<p>4) 改善の方針</p> <p>特になし</p>

### 3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 該当する動物実験が適正に実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。</li> </ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料（安全管理上の事故等があれば、事故記録を対象とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度動物実験計画書</li> <li>・飼養保管施設設置・変更承認申請書</li> <li>・動物実験に関する実験室設置・変更承認申請書</li> <li>・遺伝子組換え実験計画申請書</li> <li>・令和元年度職員の災害発生報告書一覧</li> <li>・環境・安全推進センターホームページ</li> <li>・東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンターホームページ</li> </ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究用微生物の取り扱いについては、微生物研究ユニット等の登録を行い適正に管理している。また、動物感染実験を行う飼養保管施設および実験室の設置については、動物実験専門委員会および動物実験センターが研究用微生物安全専門委員会と共同で、必要な設備等について指導・助言を行っており、実験についても感染実験施設で行うように指導を行っている。</li> <li>・飼養保管施設および実験室では、化学発癌剤や毒物等を動物へ投与する際には関係者間での投与物の情報共有を行い、特性および不活化法を十分に理解し適切な対応を行っている。</li> <li>・放射線および放射性同位元素等を使用する場合は、原子科学安全専門委員会の指導のもと決められた施設で実験を行い、施設管理者が使用マニュアルを作成する等、適正な管理を行っている。</li> </ul>

・動物からの咬傷、アレルギーや人獣共通感染症の予防、発生時の対策については、教育訓練において周知徹底を行っている。

・遺伝子組換え動物を管理する飼養保管施設の設置では、遺伝子組換え実験安全専門委員会、動物実験専門委員会、遺伝子実験センターおよび動物実験センターが連携してカルタヘナ法に準じた指導を行い、適切で安全な実験の実施に努めている。

以上のことから、安全管理を要する動物実験は適正に実施された。

4) 改善の方針

特になし

#### 4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か? 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

令和元年度実験動物飼養保管状況報告書

令和元年度実験動物飼養保管状況一覧

動物実験センター職員による飼養保管施設・実験室視察報告

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

・令和元年度実験動物飼養保管状況報告書は 100%の提出を受けており、その内容について動物実験センターにより精査されたが、大きな問題は見つからなかった。

・動物実験センターでは、各飼養保管施設の定期的なフォローアップ視察を行っているが、実験動物の収容密度の適正化、飼育環境 (温度・湿度・光周期等) の適正化、餌の管理、衛生状態の管理、等に関して当初の承認条件から大きく逸脱している所は見当たらない。マイナーな要改善箇所については、指導助言を行っており、適切に改善された。

・動物実験センターではマウス・ラットの全飼養保管施設を対象として、微生物モニタリングサービスを実施しており、全学的なマウス・ラットの適正な衛生管理を図っている。

以上のことから飼養保管状況は適正であると判断した。

4) 改善の方針

特になし

#### 5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の施設等は適正な維持管理が実施されているか? 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか?)



<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</li> </ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養保管施設申請関係書（飼養保管施設設置・変更承認通知書、飼養保管施設視察報告書（施設申請時の委員会による視察）、施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届出書、実験動物飼養保管施設承認通知書）</li> <li>・動物実験に関する実験室申請関係書（動物実験に関する実験室設置・変更承認申請書、施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届出書、動物実験に関する実験室承認通知書）</li> <li>・令和元年度実験施設審査・設置状況一覧</li> <li>・動物実験センター職員による飼養保管施設・実験室視察報告</li> </ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>・動物実験センターにより各飼養保管施設および実験室の定期的なフォローアップ視察を行っており、適切な飼育装置の整備、実験動物の逸走防止対策、柵等の転倒防止対策、物品等の落下防止対策、等に関して当初の承認条件から大きく逸脱している所は見当たらない。マイナーな要改善箇所については、指導助言を行っており、適切に改善された。したがって飼養保管施設、実験室は適正に維持管理されていると判断した。</p>
<p>4) 改善の方針</p> <p>特になし</p>

## 6. 教育訓練の実施状況

（実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか？）

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</li> </ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度教育訓練一覧</li> <li>・教育訓練使用テキスト「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程とその解説」（第14版）</li> </ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>・令和元年度は通常の教育訓練9回開催、受講者数240人。そのうち、留学生のための英語による教育訓練は3回開催し28名が受講した。その他に、大学院講義1回、受講者数7名、医学部1年対象講習会1回、受講者135名、農学部部局開催2回、93名、薬学部部局開催1回、45名。個別対応として、21回60名。そのうち、英語による教育訓練は3回開催し7名が受講した。年間で580名が受講</p>

した。

- ・教育訓練使用テキストとして平成 19 年 5 月より「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程とその解説」を編集し、平成 31 年 1 月に 14 版を出版した。また、6 版からは英語版の動物実験規程やその他の資料の英語版を作製・収録し、留学生の便宜を図った。
- ・動物実験センターと医学系研究科附属動物実験施設の共催による初心者に対するマウス・ラットの取り扱い講習会を実施しており、令和元年度は 8 回開催、88 名が受講し、適正な動物実験の実施に貢献した。
- ・飼養者には教育訓練の受講を義務付けている。

4) 改善の方針

特になし

## 7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・動物実験に関する自己点検・評価報告書
- ・動物実験に関する外部検証結果報告書
- ・東北大学動物実験センターホームページ
- ・国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程とその解説 (第 14 版)

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

- ・ホームページ上に情報公開のページを設け以下の情報公開を行っている。
- ・国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程とその解説の最新版
- ・平成 22 年度動物実験に関する検証結果報告書
- ・平成 20～23 年度 動物実験に関する自己点検・評価報告書
- ・平成 24～30 年度 動物実験に関する自己点検・評価報告書および動物実験に関する情報
- ・令和元年度 自己点検結果を本報告書にまとめホームページ上に公開する予定である。

4) 改善の方針

特になし

## 8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

- ・動物実験専門委員会は 8 月を除く毎月委員会を開催しており、侵襲性の高い動物実験計画書と教育

研修計画書の申請者からヒアリングを行っており（全申請数のうち 88 件（約 15%））、適正な動物実験の実施に大きく貢献している。

- ・上記の各項に記載しているが、東北大学では、平成 21 年 4 月に東北大学動物実験センター及び東北大学遺伝子実験センターを設立した。これは動物実験専門委員会と遺伝子組換え実験安全専門委員会を実務面で支援をする組織である。両センターともにそれぞれの専門家と専任職員を配置し、本学の学生・研究者が動物実験と遺伝子組換え実験の適正化、コンプライアンスを遵守・実践するために、指導、助言及び支援を行っている。

- ・動物実験センターは各動物飼養保管施設・実験室に訪問調査を行い、定期的に飼養保管状況、施設等の維持管理状況を確認することにより、より適正な動物の飼養保管を図っている。令和元年度には飼養保管施設 31 件、実験室 41 件のフォローアップ視察を行った。また、動物実験センターが実験室設置時の視察も行い、更なる施設・動物飼育管理の適切化を図った。

- ・教育訓練既受講者を対象に、実験動物取扱初心者のためのスキルアップとして実験動物（マウス・ラット）実技講習会を行っている。

- ・全学のマウス・ラットの適切な飼育管理のために微生物モニタリングサービスを実施し、本学のより適正な動物実験を図っている。令和元年度は年 4 回の定期検査で延べ 84 施設、合計 872 件の検査をおこなった。

- ・免疫不全動物の飼育室で SPF 項目にかかる感染症の発生が続いているが、施設側の対応で減少傾向にある。しかし、膠着状態が続き大幅な改善がみられていない。飼養保管施設の改修工事が予定されているが、現在発生している感染症を改修後の施設に持ち込まないように、設置責任者に依頼している。その他の飼養保管施設では感染力・伝播力の強い重篤な感染症は見られていない。

- ・委員会が承認した施設に対し承認証を発行し、出入り口に掲示することによって、利用する学生や研究者に承認施設であることを明確にしている。

- ・令和元年 12 月開催の動物実験専門委員会において、実験動物管理者の配置方法を見直し、部局毎から飼養保管施設毎の配置へと変更することを決定した。また、令和 2 年 1 月に各部局長へ飼養保管施設毎に実験動物管理者を配置するよう再選任を依頼し、新しい配置方法に基づく実験動物管理者を決定した。この決定は令和 2 年 4 月から有効とし、実験動物管理者への学内研修を令和 2 年度に開催することとした。

令和元年度

東北大学における動物実験に関する情報

東北大学

令和3年3月

## 1. 飼養動物種および動物数(令和2年3月31日の飼養数)

動物種※	合計	動物種※	合計
マウス	37,000	キンカチョウ	59
ラット	1,400	ジュウシマツ	0
モルモット	9	サル	34
ウサギ	40	ハタネズミ	0
家畜ブタ	7	スunks	0
イヌ	4	ウシガエル	0
ヒツジ	36	ゼブラフィッシュ	3,100
ヤギ	0	メダカ	100
ウシ	115	ヒラメ	25
ニワトリ	0	ササウシノシタ	30

※令和2年3月31日時点での匹数に関わらず、本年度に飼育がおこなわれていた動物種を記載した。

## 2. 承認施設数

R2.3.31現在

## 3. 主要飼養保管施設名称

飼養保管施設数	78
実験室数	109

医学系研究科附属動物実験施設

## 4. 令和元年度動物実験計画の審査・承認件数と有効な計画書数

	審査数	ヒアリング数 (内数)	承認数	有効な 計画書数※
動物実験計画書	582	87	581	980
教育研修計画書	21	1	21	45
合計	603	88	602	1025

※令和元年度を承認期間に含む計画書数

(複数年度承認制のため、過年度審査の計画書が含まれる。また、同じ課題名で複数回申請されているものは重複せずに算出した。)

## 5. 令和元年度教育訓練実績一覧

講習会名	受講者数	実施日時	備考
動物実験等に関する規程に基づく教育訓練(農学部部局開催)	58	平成31年4月8日	農学部所属学生等
医用動物学講義	7	平成31年4月9日、4月16日	大学院授業
第1回 動物実験等に関する規程に基づく教育訓練	95	平成31年4月19日	全学向け
動物実験等に関する規程に基づく教育訓練(英語第1回)	6	令和1年5月16日	留学生向け英語
第2回 動物実験等に関する規程に基づく教育訓練	43	令和1年5月23日	全学向け
第3回 動物実験等に関する規程に基づく教育訓練	12	令和1年7月4日	全学向け
動物実験講習(医学部1年生対象)	135	令和1年7月8日	1年次授業
第4回 動物実験等に関する規程に基づく教育訓練	6	令和1年9月6日	全学向け
動物実験等に関する規程に基づく教育訓練(農学部部局開催)	35	令和1年9月30日	農学部所属学生等
動物実験等に関する規程に基づく教育訓練(英語第2回)	20	令和1年10月7日	留学生向け英語
動物実験等に関する規程に基づく教育訓練(薬学部局開催)	45	令和1年10月11日	薬学部所属学生等
第5回 動物実験等に関する規程に基づく教育訓練	39	令和1年11月6日	全学向け
第6回 動物実験等に関する規程に基づく教育訓練	17	令和2年1月15日	全学向け
動物実験等に関する規程に基づく教育訓練(英語第3回)	2	令和2年1月27日	留学生向け英語
動物実験等に関する規程に基づく教育訓練(個別対応)	53	17回実施	全学向け
動物実験等に関する規程に基づく教育訓練(英語個別対応)	7	4回実施	留学生向け英語
合計	580		

## 6. 教育訓練実施内容の概略

- ・ 基礎編(約50分):動物実験の基礎、実験動物の麻酔、実験動物の感染症とコントロール 等
- ・ 規程編(約30分):東北大学における動物実験に関する規程および関連法規について

## 7. 動物実験専門委員会委員一覧

- 1号: 環境・安全委員会 動物実験専門委員会 内規第3条第1項第1号  
動物実験等を実施する各部局の教員(動物実験等に優れた識見を有する者)
- 2号: 環境・安全委員会 動物実験専門委員会 内規第3条第1項第2号  
実験動物に関して優れた識見を有する者
- 3号: 環境・安全委員会 動物実験専門委員会 内規第3条第1項第3号  
動物実験等に携わらない者で、動物実験等に関連する学識経験を有する者
- 2項: 環境・安全委員会 動物実験専門委員会 内規第3条第2項  
前項に規定する者のほか、総長が指名する理事又は副学長が必要であると認める者

R2.3.31現在

根拠条項	部局名	専門分野
1号	文学研究科	心理学
	医学系研究科	医用動物学
	歯学研究科	口腔生理学分野
	病院	腎・高血圧・内分泌学
	薬学研究科	薬理学
	工学研究科	電気化学分野
	農学研究科	陸圏生態学分野
	情報科学研究科	バイオモデリング論分野
	生命科学研究科	超回路脳機能分野
	医工学研究科	骨再生医工学分野
	加齢医学研究所	心臓病電子医学分野
	電気通信研究所	生体電磁情報研究室
	多元物質科学研究所	有機・バイオナノ材料研究分野
	サイクロトロン・RIセンター	核薬学研究部
2号	医学系研究科	神経化学
	動物実験センター	分子血液学
3号	経済学研究科	現代経済講座